

株式会社メック

会員規約

(2021年度有効)

ご契約前に本書面を必ずお読み下さい



MEC
DOCTOR'S LIFE

メック会員規約

第1条 会員規約

この会員規約は、株式会社メック（以下「メック」と言います。）が提供する「スタンダードWEBコース」（以下「本コース」と言います。）に含まれる医師国家試験講座及び医学講座、模擬試験等のサービスを、当社との間で会員契約を締結した者（以下「会員」と言います。）が利用する場合の一切について適用します。

第2条 本規約の範囲

本会員規約本文の他に別途定める各サービスの利用規則及び各サービスの「ご案内」又は「ご利用上の注意」等で規定する決まりや告知のうち本コースに適用されるものも、この会員規約の一部とします。

第3条 本規約の変更

本会員規約をメックは会員の下承を得る事なく変更することがあります。またその際サービスの利用条件は変更後の規約によります。

第4条 入会

入会を希望する者は、メックが発行する入会申込書を入力しメックに提出することで、入会の申し込みをすることができ、メックがこれを承諾した場合、入会できるものとします。

第5条 入会の不承諾

メックは、以下の場合には入会を承諾しない事があります。

- ①本コースの定員を超過した場合。
- ②本コースの入会条件を充たさない場合。
- ③入会の申し込みに際し虚偽、誤記の記載や申し立て及び記入漏れ及び写真等の添付書類の不備があった場合。
- ④当該会員の入会により他会員及びメックに不利益が生じると判断した場合。
- ⑤その他入会を許容できない事由があるとメックが判断した場合。

第6条 本コース利用の条件

メックの承諾後、会員は、下記【必要な手続き】をすべて行った時点で、本コースを利用できるものとします。[その後 ID/PW（受験票）を発行した時点で、当該会員にメック施設の利用を許諾します。]

【必要な手続き】

- ①コース料の支払い（分割支払いの場合は分割支払い申込書の提出）
- ②会員規約内容に同意の上、入会申込書の提出

第7条 会期

本コースの会期は、当年4月2日～翌年2月末日とします。
また、途中入会の場合は入会日～翌年2月末日とします。

第8条 譲渡の禁止

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更または質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第9条 必要事項の届出

会員は住所、自宅電話番号、携帯電話番号、PCメールアドレス、携帯メールアドレスその他メックが要求する事項を届け出るものとし、届出内容に変更があった場合には速やかに変更届けを提出するものとします。

第10条 会員からの解約（退会）・解除

- ①会員が特別な事由によりやむを得ず本契約を解約（退会）する場合は、1ヶ月前に書面にてメックに届け出るものとします。
- ②会員が本条第3項に定める期間経過後に本契約を解約する場合、届け出の書面をメックが受領し、承諾した翌月より、本条記載の計算式に基づいてコース料を返金するものとします。
- ③入会申込書の受領日から8日以内に、会員が書面にて契約解除を申し出た時は契約の解除が出来ます。契約解除の書面がメックに提出又は発送された日を解除日とし、納付した費用全額を返還いたします。但し、本条記載の計算式に準じて、実費を清算させていただきます。
- ④個人指導について、購入された受講回数は、購入時にその使用時期・使用目的をメックと会員が協議の上決定します。その為、会員の都合によりキャンセルを発生させ受講期間内の受講完了が困難となった場合には、返金の対象にはなりません。

途中解約によるコース料返還の計算式

納付された金額から下記①～②を差し引いた金額を返還いたします。

- ①退会手数料（¥300,000） ※1
- ②既配信講座料

※1：入会時試験費、入会時会員登録管理費、

入会時e-s c h o o l登録費、マイページ登録費、iチューター登録費、
MECサーチ登録費

第11条 手続き

会員はメックのサービスを受ける際その個々のサービスごとに定められている所定の手続きを経るものとします。

第12条 禁止行為

- ①会員は、メックが提供するサービスの妨げになるような行為を行ってはならないものとします。
- ②会員は、自分以外の会員の会員としての利益を損なうような行為を行ってはならないものとします。

第13条 営業禁止活動

会員はメックのサービス等を利用して営利目的の活動（営業活動）は行えません。

第14条 私的利用範囲外の利用

本条は会期終了後においても失効しないものとします。

- ①会員はメックのサービスを通じて入手したデータ、情報、文書等を著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版、オンライン送信のための利用はできません。
- ②会員は前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

第15条 その他の禁止事項

第12条、第13条、14条の他、会員は直接又は間接に以下の行為を行わないものとします。

- ①メックもしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。
- ②他者になりすましてサービスを受ける行為。
- ③会員間での迷惑行為。
- ④他会員の情報を収集する行為。
- ⑤上記以外のメックのサービスを妨害する行為、信用を損失する行為。
- ⑥他者もしくはメックの不利益になる行為。

第16条 コース料

- ①会員はメックが算定したコース料を、メックの定める支払い期限と支払い条件に従い、支払うこととします。
- ②会員がコース料を支払う際に発生する振込み手数料は、会員が負担するものとします。

第17条 遅延利息

- ①会員は、コース料の支払いを遅延した場合、年間コース料の支払い期限の翌日から支払いの前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、年間コース料その他の債務と一括してメックが指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- ②前項支払いに必要な振込み手数料その他の費用は全て当該会員の負担とします。

第18条 サービスの一時的中断、中止等

以下の場合には、メックはサービスの提供を一時的に中断又は完全に中止できるものとします。これによって会員に生じた損害について、メックは、故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

- ①火災、停電等によりサービスの提供が出来なくなった場合。
- ②地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスが提供できなくなった場合。
- ③戦争、動乱、暴動等によりサービスが提供できなくなった場合。
- ④その他メックが運営上、サービスの一時的中断が必要と判断した場合。

第19条 損害賠償

本条は会期終了後においても失効しないものとします。

- ①会員が、メックの財産である各講座の各種データ、DVD及び各ネット講座コンテンツやテキスト等に対して複製、持ち出し、破損、紛失した場合には、当該会員は、メックが被った損害

を賠償するものとしします。

- ②会員がメックの施設と備品等に対して持ち出し、破損、紛失した場合には、当該会員は、メックが被った損害を賠償するものとしします。
- ③メックによる一方的な原因により、会員が本契約に基づき受けられるべきサービスを受けられなかった場合には、メックは、当該会員と協議の上、それに代わるサービスの提供又は支払をおこなうものとしします。

第20条 会員規約違反等への対処

メックは、会員について以下の事項が生じた場合、当該会員に対し、行為の停止又は他の会員との協議その他必要な処置をとります。

- ①会員が会員規約に違反した場合もしくはその恐れのある場合
- ②会員によるサービスの利用に関し他会員等からメックに対しクレーム、請求等があり、かつメックが必要と認めた場合
- ③その他の理由で不適当とメックが判断した場合

第21条 会員資格の停止、本契約の解除

第20条の措置のほか会員が下記いずれかに該当する場合、メックは会員資格を停止又は本契約を解除することができるものとしします。この場合、第10条2項所定の計算式に基づいてコース料を返金いたします。

- ①第12条、第13条、第14条、第15条の禁止事項に該当する場合もしくは本会員規約に違反をした場合。
- ②メックから本会員規約をもとに要求したにもかかわらずその要求に応じなかった場合。
- ③メックの著作権を侵害する行為をした場合。
- ④メックの財産である講座データ、DVD、テキスト、PC内データ、情報、文書、その他メック保有データの複製行為、破壊行為、持ち出し行為をした場合。
- ⑤メックの施設とその備品（PCをはじめとする各種機材等）の破壊行為又は持ち出し行為をした場合。
- ⑥メック会員、社員、メック関係者に対する迷惑行為（言動、メール、手紙等）又は暴力行為又はストーカー行為をした場合。

第22条 免責

メックはメック施設内にて発生した盗難、紛失に対して責任を負わないものとしします。

第23条 個人情報保護

本条は会期終了後においても有効とします。

メックは会員の氏名、住所、電話番号をはじめ成績等メック会員として知り得た個人情報を、当社の個人情報保護方針に従って保護し会員の個人情報の守秘義務を厳守致します。当社の個人情報保護方針は、こちらからご確認いただけます。

【医学教育・医師国家試験予備校メック HP】

<http://www.gomec.co.jp/privacy/>

第24条 暴力団排除

①会員は、本契約を行う時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行ってはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてメックの信用を毀損し、又はメックの業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

③メックは、他方当事者が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、他方当事者に対する、通知、催告その他何らの手続きも要することなく、本契約を解除することができる。

④メックが前項に基づき本契約を解除した場合、会員に生じた損害についてメックは責任を負わず、メックに生じた損害について会員は賠償するものとする。

第25条 専属管轄

本会員規約に関して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上